

# 相生通り等における公共交通利便性向上に向けた道路空間再構築検討支援業務 基本仕様書

## 1 業務名

相生通り等における公共交通利便性向上に向けた道路空間再構築検討支援業務

## 2 業務の目的

本業務は、相生通り及び鯉城通りにおいて、公共交通の利便性向上を図るため、バス停集約や集約に伴うストレート化及び路面電車の電停統合等を含めた道路空間の再構築について、多様な関係者と連携して概略設計を進めるものである。

なお、これまでの検討として、本市では、平成30年度にバス停ストレート化の条件設定及び集約化の検討を実施しており、また、(一社)バス協調・共創プラットフォームひろしま(以下、「プラットフォーム」という。)において、令和7年度に策定された経営計画及びアクションプランの中で、バス停の乗継環境・待合環境の改善として、都心部のバス停集約や集約に伴うストレート化等の空間整備について整備方針等が示されている。

本業務は、これら過年度の成果及びプラットフォームの方針を踏まえ、具体的な検討を進めるものである。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務範囲

相生通り及び鯉城通り(別紙1)

## 5 業務内容

以下の項目について、道路交通量やバス停・電停の現状を踏まえ、公共交通の利便性向上に係る検討を実施する。検討に当たっては、バス停・電停の集約、バス停のストレート化による正着性向上や歩道の拡幅等を通じた「利用者の安全性・利便性向上」「滞在快適性の確保」及び「ウォーカブルな人中心の空間創出」の観点を反映させること。

### (1) 現状の把握

発注者が提供する測量図や交通量調査等の既往資料に基づき、現状のバス停・電停、周辺状況やバス・路面電車利用者や歩行者の実態について整理を行う。その他、現況の交通課題の把握、対応策による一般交通への影響などの検証・評価を行うために必要となる交通実態調査(既存データの活用や簡易な補足調査を基本とする)を実施する。

### (2) 対応策の検討

検討に当たっては、公共交通の利便性の向上に向けた道路空間再構築を前提とする

ことから、ア及びイは相互に関連するものとして一体的に検討すること。

#### ア バス停の集約・ストレート化案の検討

発注者が提供する各バス停留所の運行便数（平常時、ピーク時等）や、過年度業務で設定したストレート化が可能なバス停の条件（※1）やプラットフォームにおける集約化イメージ（※2）を基礎資料としつつ、相生通りのバス停について、存置・廃止・移設の候補箇所を改めて選定し、ストレート化を含めた最適な配置案を再設定するとともに、段階的な整備計画を策定する。

なお、廃止または移設候補となる停留所の跡地については、都心部のウォークアブル推進等のまちづくりの方向性を踏まえ、荷捌きスペース、タクシーベイ、シェアサイクルポート、滞留空間（ベンチ・植栽）等への転用可能性を検討し、複数の利活用案を提案すること。

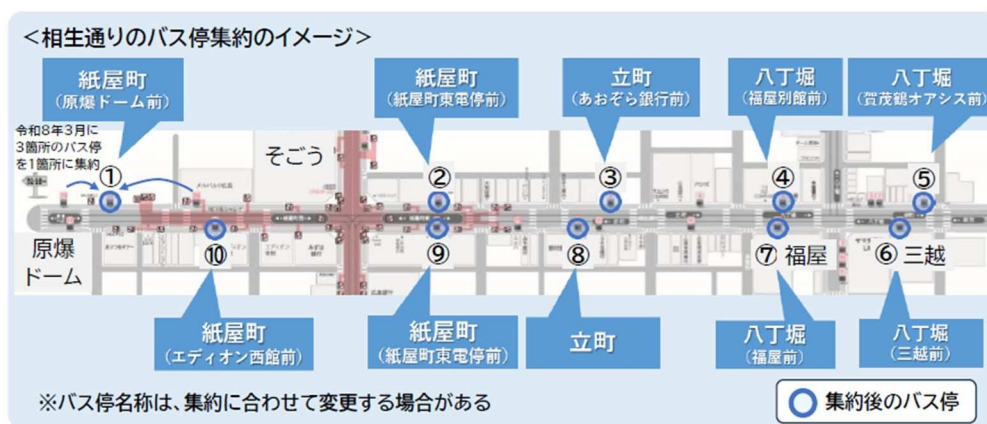


図 プラットフォームにおけるバス停集約のイメージ（アクションプランより抜粋）

※1 本市において過年度業務で設定したストレート化が可能なバス停の条件は以下のとおりであるが、実際の検討に当たってはこれらを参考としつつ、個別評価を行うこと。

- ① 滞留長40m以上
- ② 歩道有効幅員を4.5m以上
- ③ 車両の出入り等に支障がない
- ④ 周辺道路交通等への影響が少ない

※2 本イメージは現時点では概念的な検討のため、各種データや現場の制約等に基づき、その実効性及び実現可能性を検証すること。検証の結果、課題がある場合は配置等の見直しを含め、より実現性の高い具体的な計画を提案すること。

#### イ 路面電車電停統合案の検討

相生通り、鯉城通りにおいて近接する電停の統合案をそれぞれ複数案抽出し、待機空間、横断位置、上屋等を考慮して、道路空間内での計画を複数案作成する。

なお、電停統合案の抽出に当たっては、軌道事業者の意向を反映した案を各通りで1案は採用すること。

#### ウ 関係者参画による合意形成プロセスの立案及び実施支援

ア及びイの実施に当たっては、相生通りについて、エリアマネジメント団体から本市に対してトランジットパーク化の提案がなされていることを踏まえ、当該団体を含む関係者から、意見や課題を引き出し、公共交通の利便性向上に資する対応策を具体化していくための合意形成プロセスについて立案を行う。

併せて、協議の場の構成や進め方、論点の整理方法、意見の整理・可視化の手法等を含め、関係者の理解を得ながら検討を段階的に前進させるための合意形成に向けた支援を行う。

#### エ 対応策の実現性・効果検証

ア、イで検討した案について、概略平面図、横断図を作成するとともに、概算事業費の算出を行う。

また、対応策によるバス利用者、歩行者、自動車交通などへの影響について検討を行うとともに、エリアマネジメント団体等からの意見や課題を踏まえ、実現性の観点から論点整理を行い、対応の方向性を整理する。

#### (3) 関係機関協議資料の作成

公共交通事業者（バス事業者、軌道事業者など）及び交通管理者、道路管理者との協議に必要な説明資料（比較表、配置図、動線図、論点整理など）の作成を行うこと。

#### (4) 打合せ協議

業務遂行に際して、業務着手時、中間時（3回）、成果品作成時で打ち合わせを予定しているが、発注者が必要と判断した場合は随時実施する。

### 6 スケジュール（予定）

業務のスケジュールは、以下を想定している。ただし、業務の進捗状況等により、変更となる場合がある。

内容	令和8年度			
	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期
現状の把握		→		
対応策の検討			★	→

### 7 貸与資料

- (1) 資料等については、「バス停集約実証実験に伴う調査検討業務」、「一般県道広島海田線測量業務」のほか必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、ただちに返却すること。
- (2) 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万が一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

## 8 成果品及び納品方法

本業務の成果をとりまとめ、以下のとおり電子データを作成する。

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引き」という。）に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果品は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。
- (4) 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

## 9 特記事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (2) 本業務については、発注者側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (3) 本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (4) 受注者は、相生通り及び鯉城通りに関連する他業務等との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- (5) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (7) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
  - ア 再委託する業務の範囲
  - イ 再委託する合理性及び必要性
  - ウ 再委託先の業務履行能力
  - エ 再委託業務の運営管理方法
- (8) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて発注者に帰属させること。
- (9) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して、損害賠償させる場合がある。

